

ファミリーホーム等開設支援事業について

<目的等>

○国の方針について

厚生労働省より平成29年8月2日に発表された「新しい社会的養育ビジョン」では、家庭養育の推進について具体的に言及され、国全体として家庭養育優先の原則を徹底し、子どもの最善の利益の実現が求められている。

○里親等委託率について

施設養護中心で養育を行ってきた本市にとって、全国平均と比べて里親委託率が低い状況にある。

○ファミリーホームの必要性について

里親等委託率の向上のためには、里親委託数を増やす必要があるが、きょうだいで措置が必要であるケースについては、里親の負担が多くなるため、受け入れてもらい難い現状がある。このため、5～6人まで養育することができるファミリーホームの設置推進を図る必要がある。

<内容>

ファミリーホームを開設するために必要な改修整備、設備及び備品等の購入について、8,000,000円を上限（補助事業対象経費の1/2が国庫補助）として補助する。